

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

1 施設 の 名 称 静岡市静岡老人ホーム及び静岡市救護所

2 指定管理者の名称 社会福祉法人 静岡市厚生事業協会

3 指 定 期 間 令和3年4月1日～令和8年3月31日

4 選定の経緯

(1) 公募

ア 募集期間 令和2年10月23日～令和2年11月24日

イ 申請団体 社会福祉法人 静岡市厚生事業協会

(2) 審査方法

ア 審査の種類

(ア) 書 類 審 査 令和2年11月27日

(イ) プレゼンテーション 令和2年11月27日

イ 審査委員会

委員長 大畑 綾子（高齢者福祉課長）

委 員 繁田 昌宏（介護保険課長）

〃 村松 正博（参与兼福祉総務課長）

〃 田宮 文雄（清水区自治会連合会副会長）

〃 亀澤 義高（葵区民生委員児童委員協議会長）

ウ 審査基準（審査表）

様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

(ア) 名 称 社会福祉法人 静岡市厚生事業協会

(イ) 点 数 87.0点/100点満点 (市が設定した最低基準点70点)

(ウ) 指定管理料提示額 351,216千円

イ 総 評 (選定の理由等)

- ・当該施設の運営実績を踏まえ、事業計画が具体的なものとなっている。
- ・事業計画は、入所者一人ひとりへの対応を意識したものとなっており、ニーズを把握し運営に反映するよう努めている。
- ・当該施設のほか、ケアハウス白寿荘やわらしな学園等の類似施設についても運営実績があり、十分なノウハウと財政的基盤を有していることから、安定的な施設運営が期待できる。
- ・静岡市静岡老人ホーム及び静岡市救護所が常に連携し、一体となった施設運営をした実績があり、今後も期待できる。運営方針が明確であり、運営方針に沿った事業計画となっている。

(4) 指定管理者選定委員会 令和2年12月14日

(5) 市議会の議決 令和3年3月11日

(6) 指 定 令和3年3月12日

(7) 公 告 令和3年3月16日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市静岡老人ホーム・静岡市救護所

基本項目	審査項目	比率①	評価②	点数①×②
と。 【25点】 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものであること。	施設の設置目的を認識し、運営方針が明確に示されているか。(5点)	× 1		
	事業計画が施設の目的達成のためにふさわしい計画か。(5点)	× 1		
	事業計画が入所者のサービス向上に資するものか。(5点)	× 2		
	入所者の利用について公平性が確保されているか。(5点)	× 1		
	【所見欄】			
実現するものであること。 【25点】 事業計画が施設の効果的、効率的な管理を	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。(5点)	× 1		
	静岡市が提示した仕様書に適合するか。(5点)	× 1		
	事業計画が地域福祉向上を図るものであるか。(5点)	× 1		
	入所者のニーズの把握及び運営へ反映策はなされているか。(5点)	× 1		
	必要な収入、経費が全て計上されているか。(5点)	× 1		
【所見欄】				
ていると認められること。 【40点】 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していること。	類似施設(当該施設含む)の管理運営実績はあるか。(5点)	× 2		
	定款、寄付行為規約等に定められた団体としての業務内容が、当該指定管理業務を行うのに適しているか。(5点)	× 1		
	管理に必要な人員が確保されているか(人員数、資格等)。(5点)	× 1		
	環境対策に配慮した組織となっているか。(5点)	× 1		

	危機管理体制は適当か。(5点)	× 1		
	個人情報の保護について、その重要性を認識し、対策を講じているか。(5点)	× 1		
	職員の指導育成、研修計画が整備されているか。(5点)	× 1		
	【所見欄】			
管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。 【10点】	財務諸表等の状況(5点)	× 2		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】